

介護保険でサービスを利用するためには、要介護認定が必要です。

① 申請

サービスの利用を希望する人は、広域連合の窓口にて認定の申請をしてください。

申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

なお、申請時の本人の状況（入院された直後など）によっては、申請についてご相談させていただく場合があります。

申請に必要なもの

○要介護・要支援認定申請書 ○介護保険被保険者証

第2号被保険者の方は（※注1）上記の他に ○健康保険被保険者証 ○介護保険料滞納の有無調査承諾書

② 認定調査と主治医意見書

認定調査 … 心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査をします。

主治医意見書 … 医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

③ 審査・判定

認定調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。

④ 認定・通知

介護認定審査会の結果にもとづいて「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。（※注2）

要支援1・2	要介護1～5	非該当
介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など	介護保険の対象者で、介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としないと認定された人

⑤ 介護サービス計画の作成

要支援1・2	要介護1～5
地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成	居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成

介護予防事業（地域支援事業）の利用

介護が必要とならないためのプログラムをみよし広域連合が実施（65歳以上の人を対象）

介護保険の介護（予防）サービス・給付

※ 注1

第2号被保険者（40歳～64歳）の方が介護サービスを利用できるのは、以下の特定疾病に罹患している場合です。

○がん（医師が一般的に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

○関節リウマチ ○筋委縮性側索硬化症 ○後縦靭帯骨化症

○骨折を伴う骨粗鬆症 ○初老期における認定庄

○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症

○多系統委縮症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

○脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患

○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※ 注2

更新

要介護認定には有効期間があります。

サービスを引き続き利用する場合は、有効期間満了日の60日前から更新申請ができます。